

処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 1 1 条第 7 項
処 分 の 概 要：取消し前の銃砲等の提出命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 1 1 条第 1 項～第 4 項、第 7 項（許可の取消し及び仮領置）、同第 2 7 条第 1 項（提出命令）
処 分 基 準： 当該銃砲又は刀剣類が犯罪に使用されるおそれがある場合等、危害を予防する必要があると認めるときは、銃砲又は刀剣類の提出を命じ、これを仮領置する。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：